

令和 2 年 3 月 31 日
国 住 備 第 4 7 8 号

各都道府県・指定都市・中核市
住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局
住宅総合整備課長

住宅扶助の代理納付について

生活保護法第 33 条第 4 項の規定により交付される保護金品（住宅扶助）及び法第 31 条第 3 項の規定により交付される保護金品であって賃借して居住する住宅に係る共益費については、保護の実施機関による代理納付が可能とされており、「生活保護法第 37 条の 2 に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日社援保発 0331006 号。以下「代理納付通知」という。）により、家賃等を滞納している被保護者や公営住宅の入居者について活用が行われてきたところである。

このたび、代理納付通知の改正（別添 1）により、家賃等を滞納している被保護者や公営住宅の入居者、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 10 条第 5 項の規定に基づく登録住宅（セーフティネット住宅）への新規入居者について代理納付の原則化が図られることとなったので、下記事項にそれぞれご留意の上、的確かつ円滑な住宅行政の推進を図られるようお願いする。

併せて、貴管下市町村（政令市及び中核市を除く。）に対しても、この旨周知いただくよう、願います。

なお、本件については、厚生労働省社会・援護局保護課と調整済みであるとともに、別途、国土交通省より賃貸住宅関係団体及び不動産関係団体（（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会、（公財）日本賃貸住宅管理協会、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、（公社）全日本不動産協会、（一社）不動産流通経営協会、（一社）全国住宅産業協会、（一社）不動産協会）並びに（一社）全国居住支援法人協議会に対しても周知している（別添 2）ので念のため申し添える。

記

1. 公営住宅について

公営住宅に入居する生活保護の被保護者の家賃については、代理納付通知において、代理納付を積極的に活用するとされていたところ、今般、本通知の改正（別添 1）により、公営住宅の場合、住宅扶助について、原則、代理納付を適用することとされたので、今後の取扱いについては留意されたい。

また、改正後の代理納付通知本文中にもあるとおり、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。

いこととされている。

なお、「公営住宅の家賃の取扱い等について」（平成 14 年 3 月 29 日付国住総第 216 号通知）は廃止する。

2. セーフティネット住宅について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、本項において「法」という。）第 10 条第 5 項に規定する登録住宅（セーフティネット住宅）については、今後増加することが見込まれる高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、更なる登録の推進が求められている。

このため、被保護者の住宅確保の観点からの登録住宅（セーフティネット住宅）の登録推進に向け、代理納付通知の改正により、

- ・法第 21 条第 1 項に規定する登録事業者が提供する登録住宅に被保護者が新たに入居する場合や、
- ・賃貸住宅に入居している被保護者が家賃等を滞納している場合（法第 21 条第 1 項に規定する通知により、被保護者が家賃等の請求に応じない事実又は家賃等を滞納している事実が確認された場合も含む。）

の住宅扶助及び共益費について、原則、代理納付を適用することとされた。

については、各都道府県、政令指定都市及び中核市においては、セーフティネット住宅の一層の登録推進を図るため、賃貸住宅事業者等への積極的な周知等を図っていただきたい。

（参考：セーフティネット住宅における住宅扶助等の代理納付の活用イメージ）

3. その他の公的賃貸住宅について

地方住宅供給公社賃貸住宅その他の公的賃貸住宅についても、住宅扶助費を支給しているにもかかわらず家賃等以外に費消し家賃等を滞納している被保護者については、原則、代理納付を適用することとされたので、今後の取り扱いについては留意されたい。